

極 秘
15

一般請求権小委員会臨時
小委員会第2回会合

昭 36. 11. 30
北東アジア課

第
2
回

1. 一般請求権小委員会臨時小委員会第2回会
合は、11月30日午前10時から11時20
分まで、外務省826号室において、次のと
おり双方出席の下に開催された。

日本側出席者

郵政省貯金局第2業務課

梶田課長

" "

石鍋補佐

" "

助川事務官

" "

鈴木事務官

" "

大野事務官

" 簡易保険業務課

八十島補佐

大蔵省理財局外債課

金子補佐

外務省アジア局北東アジア課

杉山事務官

" "

渡辺事務官

" "

久一事務官

韓国側出席者

代 表	韓国銀行参事	李 相 徳
専門委員	逋信部郵政局郵便貯金課長	金 洛 天
〃	外務部政務局亜州課三等書記官	金 太 智

2. 議事要旨

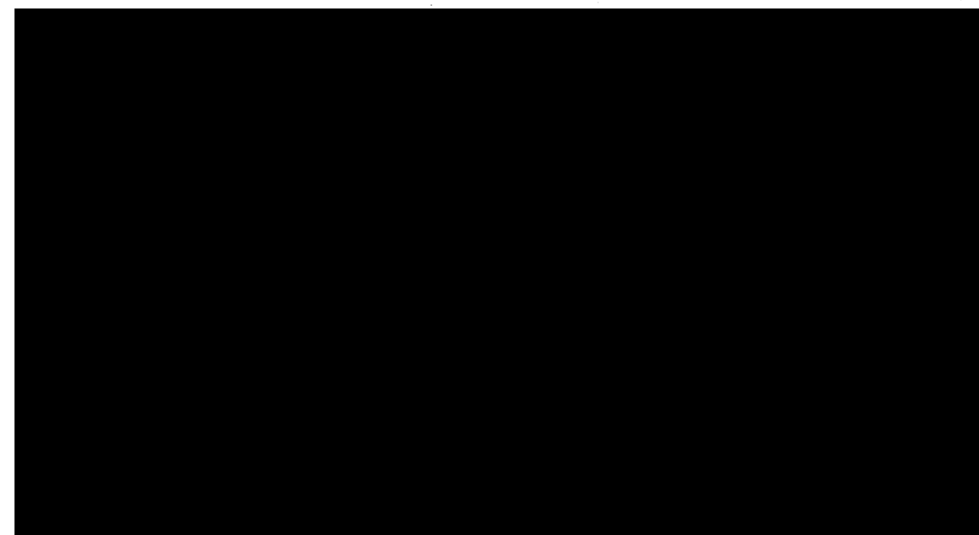
- (1) 冒頭李相徳代表よりの質問に答え、柄田課長より、日本側の保険関係の資料は本日の会合に間にあわなかつたと述べた。
- (2) 柄田課長より、われわれは郵便貯金関係についていそいで集計し、残高をだしたが人口比例、口座数、過去の実績で、日本人・韓国人に区別するのは如何かということになり、今日は郵便貯金、振替貯金、郵便為替の総体的な数とこれまで朝鮮から引揚げた日本人に支払った額の集計である、日本人に支払った金額が非常に多く、また、総額はさきに韓国側から示された額とあまり開きがないということが分つたと答えた。

李代表は、それは重要な資料になるであ

ろうと述べるとともに、総体的数字は何日までのものであるかと尋ねたので、輦田課長より、昭和20年9月15日現在であるが、当時の日計表が数日間一諸になつていた関係上、15日現在の正確な数字がでないので、9月分の日計表を全べ合計し、それを2で割つたものであると答えた。

(3) 李代表より、今後日本側で人口数、口座数等により、日本人、韓国人に区別する試算を行う考えがあるかと尋ねたのに対し、鞆田課長は、試算してみようと思つている。しかしそれはあくまでも試算であり、最終的な数字とはならないと答えたところ、李代表は、お互に責任をもたないメモ程度のものを出し合つて作業を進めることにしてはどうかと述べ、結局、試算表作成のめどを1週間位とすることを申合せた。

(4) 次は、日本側より、別添(1)の資料を提出し、韓国側の質問に答え、次のように説明した。









(5) 韓国側より、科目別バランスシートがあるかとの質問に対しては、当時は朝鮮・台湾等区別せず、一本になつていたため、特別に韓国について分けたのではないと説明したところ、金課長より、そんなことはない筈だ。当時韓国側は逓信局主任出納管理人が9月15日までの過超金を日銀京城支店を通じて、日本政府に送っており、日計表が10月末まであるならば、少なくとも9月15日までは正確に分る筈であると述べ、9月1日より9月15日までの追超金額を次のように列挙した。

9月 1日 69,100円

9月 4日 123,152,600円

9月 8日 40,478,600円

9月15日 11,892,200円

金課長より、資金は9月に入つて送付を受けていない、そして明治40年から昭和20年9月15日までの間の納付した金額

から資金として貰った分を差し引くと1.5
 1.5422485^円24^銭6^厘となる旨述べた。そこで、金子補佐は日本側としては9
 月15日は韓国側より過超金を最後に送つた日であつて債権、債務の確定の日付とするのは問題である、これは後で討議することにならうと思うと述べた。

(6) 次に、韓国側より別添(2)の資料を提出し、日本側の質問に答え、次のように説明した。

(1) 第1表の「立替金」は特定郵便局長が私金で立替支払つたものである。「朝鮮保険会計」は郵便局の業務として現金を受入れたものの内、未だ総督府特別会計に納入していないものである。

(2) 9月分の科目別受払表は今、手許にないが、昭和20年4月1日から9月分をまとめた数字は次のとおりである。

現金現在高	借方	4,958,842,079,808 ^円
	貸方	4,955,164,885,664

		円
郵便貯金	受	1,419,326,391,512
	払	767,888,350,785
振替貯金	受	399,267,859,597
	払	389,300,227,11
郵便為替	受	245,582,211,277
	払	197,049,794,88

(イ) 第1表によれば、通送金約6千万円があることになるが、他方、逓信官署才出金7.6千万円の内、相当部分が資金の手当が行なわれなかつたので、差引殆んどなくなる。

(ロ) 海外為替は約7,000万円であるが、資料はおつて提出する。

(ハ) 現在韓国においては郵便貯金の取扱いは終戦前から引き続いて行つており、通帳、原簿ともに引き続き使用している。簡易保険も同様であり、厳密に言えば韓国側としては個人に対する支払超過分については日本政府に立替払いによる請求を行うことになる。

別添(1)

郵便貯金等現在高調書

36/1.29

1 昭和20年9月15日現在の郵便貯金等現在高

区 分	口 数 千口	金 額 千円
郵便貯金	15,093	1,099,325
特別すえ置貯金	1,043	23,858
郵便振替貯金	64	176,809
郵便為替	-	1,671

2 上記1のうち昭和20年10月1日以降日
本人への支払済高

区 分	口 数 千口	金 額 千円
郵便貯金	1,100	937,171
郵便振替貯金	350	3,520
郵便為替	-	12,672

3 海外為替貯金(昭和20年9月15日現在)

区 分	口 数 千口	金 額 千円	備 考
郵便貯金	38	4,824	軍人、軍属および炭鉱 労務者等の郵便貯金

4 昭和20年10月1日以降現地で取り扱われた日本人の郵便貯金預払額

領 入 金	払いもどし金	差 引
千円 34,121	千円 29,153	千円 4,968

5 昭和20年9月15日現在の現地における郵便局保管現金および郵便局相互間の運送途中現金

郵便局保管現金	運送途中現金	計
千円 56,881	千円 275,189	千円 332,070

別添(2)

韓国側提出資料

(a) 項

第 1 表

為替貯金および歳入歳出金残高表

1945年9月末現在

科 目	貸 方 勘 定(円)	借 方 勘 定(円)
郵便為替	74843664187	
郵便貯金	1,243,995,199.258	
立替金	57,670,230	
仮受金	4,384,532,959	
通信官署歳入金	21,990,045,397	
雑部金	68,715,960	
逆為替金	18,147,981,000	
振替貯金	1,225,369,406.70	
朝鮮保険会計	19,762,302,960	
(納付金		161,191,633.30
通送金 (交付金		23,692,980,000
(回納金		25,672,372,800

仮 払 金		6,890,599,978
事 故 金		1,673,680,220
逓信官署歳出金		76,272,360,393
郵便切手貯金		57,000
証 券		12,936,720,330
中 央		1,340,572,398,240
逓信官署現金		1,956,720,330
合 計	1,505,787,052,621	1,505,787,052,621

1945年9月15日殘高推定表

種 別	1945年 9月末現在高(A)	1945年 9月中純增加額(B)	1945年9月15日 現在推定額(C)
郵便貯金	1,243,995,199 ^円 258	170,640,831 ^円 864	1,158,674,783 ^円 326
振替貯金	122,536,940 670	△ 732,718 710	126,197,800 025
郵便為替	74,343,664 187	△ 2,671,466 530	76,179,397 452
合 計	1,441,375,804 115	160,647,646 624	1,361,051,980 803

備 考 $C = A - (B \times \frac{1}{2})$

△ = 減少額

(d) 項 海外為替および貯金

請求額 69,987,800円78銭

明細表

種 別	金 額
郵便為替	8,280,921円 910
郵便貯金	59,185,773 590
振替貯金	2,004,385 530
簡易生命保険	506,914 300
郵便年金	9,805 450
合 計	69,987,800 780

備考 本項中債券は1961年11月22日
 の一般請求権小委員会第4回会合で第5
 項とともに討議することになったので、
 本表には掲記しない。

(e)項 太平洋米國陸軍總司令部布告令第3号

により凍結された韓国受取勘定

請求額 45,516,884円80銭

明 細 表

種 別	金 額
郵便為替	13,731,612円 460
郵便貯金	31,241,262 600
振替貯金	76,189 320
年金恩給	467,820 420
合 計	45,516,884 800